

沿岸広域振興局長告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年1月15日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351100029	釜石市すくすく親子教室	釜石市大町三丁目8番3号青葉ビル1階	釜石市	平成25年1月1日

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351100029	釜石市すくすく親子教室	釜石市大町三丁目8番3号青葉ビル1階	釜石市	平成25年1月1日